

一生使う、12桁の番号

マイナンバーは「住民票」を有する
全ての人に発行され、生涯変更され
ない。

誰が使うの？



何に使うの？



社会保障

年金や雇用・
医療保険の
給付請求等



税

確定申告・
源泉徴収・
利金の税務
処理等



災害対策

被災者生活
再建支援金
の支給等

※一部抜粋

いつから始まるの？



2015年10月20日頃～
概ね11月中旬に
「通知カード」が届く



「通知カード」を
大切に保管



希望者は

2016年1月～
「個人番号カード」取得
(通知カードは返却)



通知カード

マイナンバーを通知するもの



本人確認
利用不可



顔写真・
ICチップ
なし



有効期限
なし



個人番号カード

マイナンバーを証明する
公的な本人確認書類として利用可



本人確認
利用OK



顔写真・
ICチップ付



有効期限
あり

申請方法

通知カードと一緒に届く、「個人番号カード交付申請書」に記入して投函。
交付通知書が届いたら、指定場所で受け取る。

スマホでも
申請可

マイナンバーでこんなことが便利に



行政機関や地方
公共団体で情報
照会が効率的に



不当な負担免れや給付
が防止され、必要な人が
支援を受けられる



住民票の写し等の添付
書類を削減。行政手続き
が簡単に



個人番号カードでもっと便利に



本人確認の公的な
身分証明として



住民票の写しや印鑑登録
証等のコンビニ交付*



マイナポータル
の利用



e-Tax(国税電子申告・
納税システム)等のオン
ライン申請



その他、図書館や
公的施設の利用等*

自分の情報の提供状況を確認
できるほか、自分の個人情報の
確認、行政サービスのお知らせ
を受け取れるサービス。

*各行政機関の定めるところにより利用可能

マイナンバーで やっては いけないこと



聞かない



教えない



目的外に利用しない



社会保障・税・災害対策の手続き以外で、むやみに他人に提供しない!